

平成29年6月16日

第38回中央環境審議会環境保健部会

資料2-2

残留性有機汚染物質に関するストックホルム 条約(POPs^{ポップス}条約)新規対象物質の 化審法第一種特定化学物質への指定について

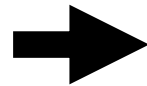
平成29年6月16日(金)

環境省 総合環境政策局 環境保健部
環境保健企画管理課 化学物質審査室

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約 (POPs条約)

POPs (Persistent Organic Pollutants 残留性有機汚染物質)

- = ①毒性があり、
②分解しにくく、
③生物中に蓄積され、
④長距離を移動する物質。



1カ国に止まらない国際的な汚染防止の取組が必要。

POPsによる汚染防止のため、国際的に協調してPOPsの廃絶、削減等を行う。

2001年5月採択、我が国は2002年8月に締結、2004年5月発効。

- ・締約国会議 (COP) は2年に1回、これまで8回開催。
- ・専門・技術的事項は、COPの下での残留性有機汚染物質検討委員会 (POPRC) で審議される。

POPs条約に基づき各国が講ずべき対策

1. 附属書Aに掲載されている物質について、製造・使用を禁止 (適用除外の規定あり)

アルドリン、エンドスルファン類、エンドリン、クロルデコン、クロルデン類、ディルドリン、ヘキサクロロシクロヘキサン類、ヘキサクロロベンゼン、ヘキサブロモビフェニル、ヘプタクロロ類、ペンタクロロベンゼン、ポリブロモジフェニルエーテル類、マイレックス、トキサフェン類、PCB類、ヘキサブロモシクロドデカン類、ポリ塩化ナフタレン類(塩素数2~8を含む)、ヘキサクロロブタジエン、ペンタクロロフェノールとその塩及びエステル

2. 附属書Bに掲載されている物質について、製造・使用を制限 (適用除外の規定あり)

DDT類、PFOS及びその塩・PFOSF

3. 附属書Cに掲載されている物質について、非意図的生成から生ずる放出を削減

ダイオキシン、ジベンゾフラン、ヘキサクロロベンゼン、ペンタクロロベンゼン、PCB類、ポリ塩化ナフタレン類(塩素数2~8を含む)

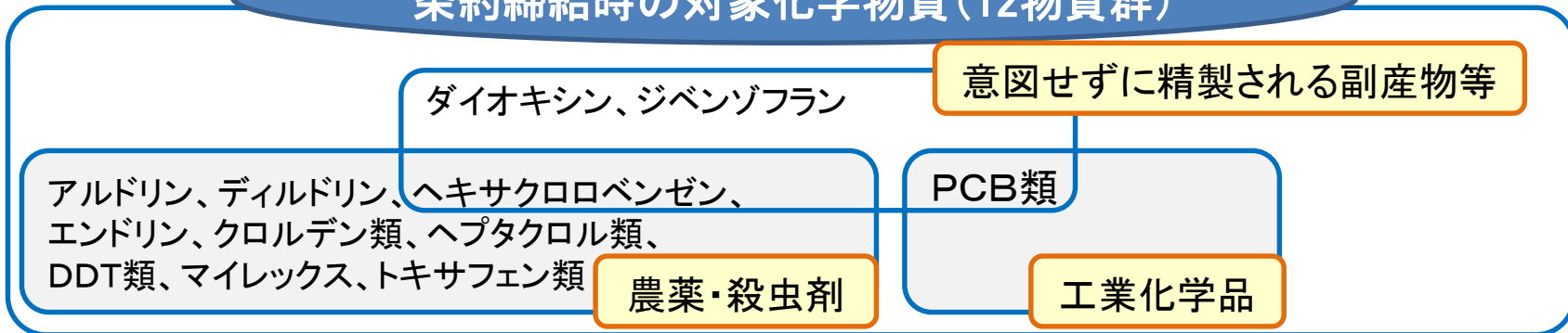
※ 締約国会議の決定により改正される附属書の発効は、国連事務局が各締約国に通報してから1年後であり、それまでに国内で担保するための所要の措置を講ずる。

4. その他の措置

- POPsを含むストックパイル・廃棄物の適正管理及び処理
- 国内実施計画の策定
- 新規POPsの製造・使用を予防するための措置
- POPsに関する調査研究、モニタリング等
- 途上国に対する技術・資金援助の実施

POPs条約の対象物質

条約締結時の対象化学物質(12物質群)



COP4(2009年)で追加 (9物質群)

意図せずに精製される副産物等

ペンタクロロベンゼン、クロルデコン、
リンデン、
 α -ヘキサクロロシクロヘキサン、
 β -ヘキサクロロシクロヘキサン

農薬・殺虫剤

PFOS及びその塩、PFOSF
テトラブロモジフェニルエーテル、
ヘキサブロモジフェニルエーテル、
ヘプタブロモジフェニルエーテル、
ヘキサブロモビフェニル

工業化学品

COP5(2011年)で追加 (1物質群)

農薬・殺虫剤

エンドスルファン類

COP6(2013年)で追加 (1物質群)

工業化学品

ヘキサブロモシクロドデカン類

COP7(2015年)で追加 (3物質群)

防腐剤、
意図せずに精製
される副産物等

ポリ塩化ナフタレン類

溶媒

ヘキサクロロブタジエン

農薬

ペンタクロロフェノール
(PCP)とその塩及びエステル

POPRC11

○日時:2015年10月19日～23日 ○場所:ローマ(イタリア)

○会合の成果(関係分)

- ・ 条約への新規POPs物質の追加

- デカブロモジフェニルエーテル(DecaBDE) [主な用途:難燃剤]

自動車及び航空機用の特定の交換部品を適用除外にした上で、附属書A(廃絶)へ追加することをCOPに勧告することを決定。

POPRC12

○日時:2016年9月19日～23日 ○場所:ローマ(イタリア)

○会合の成果(関係分)

- ・ 条約への新規POPs物質の追加

- 短鎖塩素化パラフィン(SCCP) [主な用途:金属加工油、難燃剤]

特定の用途についての適用除外を設けることも選択肢にした上で、附属書A(廃絶)に追加することをCOPに勧告することを決定。

POPs条約第8回締約国会議(COP8)結果概要

○日時:2017年4月24日(月)～5月5日(月)

○場所:ジュネーブ(スイス)

○会議の成果

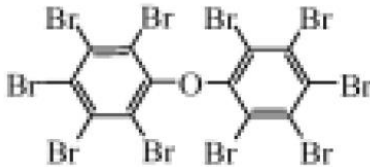
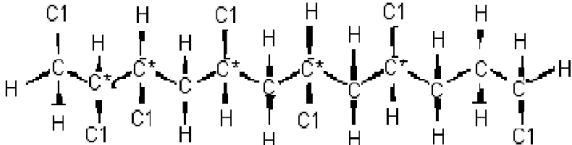
- ・ 条約上の規制対象物質の追加: POPRCの勧告を踏まえ、以下を決定
 - デカブロモジフェニルエーテル(DecaBDE): 附属書Aに追加
 - 短鎖塩素化パラフィン(SCCP): 附属書A に追加
 - ヘキサクロロブタジエン(HCBD): 附属書Cに追加
- ・ 条約の有効性の評価

○次回(COP9)開催:2019年4月29日～5月10日 於:ジュネーブ(スイス)

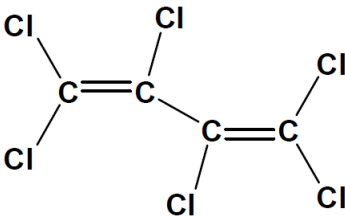
- ・ 今回同様、3条約(ストックホルム条約・バーゼル条約・ロッテルダム条約)連続開催する予定

COP8で条約上の規制対象に追加された物質

○附属書Aへの追加

物質名	主な用途	決定された主な規制内容
デカブロモジフェニルエーテル (DecaBDE)	難燃剤 	<ul style="list-style-type: none"> ・製造・使用等の禁止 (以下の用途を除外する規定あり)^{※1} <ul style="list-style-type: none"> —自動車用部品(動力伝達系、燃料系等) —2022年12月より前に型式承認を受けた航空機用交換部品 —難燃性を有する繊維製品 —家電製品に用いられるプラスチックケース及び部品の添加剤 —断熱性建材用ポリウレタンフォーム
短鎖塩素化パラフィン(SCCP) (炭素数10~13、 塩素化率48重 量%以上、直鎖)	金属加工油、難燃剤  (炭素数12、塩素化率60%の例)	<ul style="list-style-type: none"> ・製造・使用等の禁止 (以下の用途を除外する規定あり)^{※1} <ul style="list-style-type: none"> —動力伝達用ベルト添加剤(天然・合成ゴム産業) —ゴム製コンベアベルト用交換部品(鉱業及び林業用) —皮革用加脂剤 —潤滑油添加剤(特に自動車、発電機等の用途) 等

○附属書Cへの追加

物質名	主な用途	決定された主な規制内容
ヘキサクロロブタジエン(HCBD)	溶媒 	<ul style="list-style-type: none"> ・非意図的生成による放出の削減

※1 個別の適用除外の規定については、その効力が発効した日から5年を経過した時点で、その適用除外の効力が失われる。日本として当該用途を適用除外とするか否かについては、今後、国内で検討。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化学物質審査規制法、化審法）

○昭和48年制定、平成21年5月最終改正（平成23年4月全面施行）

○目的： 人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止するため、①**新規の化学物質の製造・輸入に際し、その性状を事前審査する制度を設けるとともに、②化学物質の性状等に応じて製造、輸入、使用等について必要な規制を行う。**

○所管： 厚労・経産・環境3省共管。

化審法第一種特定化学物質

○第一種特定化学物質

- 難分解性、高蓄積性、人又は高次捕食動物への長期毒性がある物質
- 規制措置：
 - 製造・輸入の許可及び使用の制限
 - 第一種特定化学物質が使用されている製品の輸入制限
 - 例外的に許容される用途での使用(エッセンシャルユース)
 - 第一種特定化学物質の指定等に伴う回収等措置命令

• 対象物質:31物質群

ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ナフタレン(塩素数2以上のもの)、ヘキサクロロベンゼン、アルドリン、ディルドリン、エンドリン、DDT、クロルデン類、ビス(トリブチルスズ)＝オキシド、N・N-ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、トリ-ターシャリーブチルフェノール、トキサフェン、マイレックス、ケルセン又はジコホル、ヘキサクロロブタジエン、ジ-ターシャリーブチルフェノール、PFOS又はその塩、PFOSF、ペンタクロロベンゼン、 α -ヘキサクロロシクロヘキサン、 β -ヘキサクロロシクロヘキサン、 γ -ヘキサクロロシクロヘキサン、クロルデコン、ヘキサブROMOビフェニル、テトラブROMOジフェニルエーテル、ペンタブROMOジフェニルエーテル、ヘキサブROMOジフェニルエーテル、ヘプタブROMOジフェニルエーテル、エンドスルファン、ヘキサブROMOシクロデカン、ペンタクロロフェノール

国内対応の今後の予定

デカブロモジフェニルエーテル及び短鎖塩素化パラフィンについて

- ① 製造・輸入の許可及び使用の制限
- ② 第一種特定化学物質が使用されている製品の輸入制限
- ③ 例外的に許容される用途での使用(エッセンシャルユース)
- ④ 第一種特定化学物質の指定等に伴う回収等措置命令

について御審議いただき、その結果を踏まえ、化審法に基づく第一種特定化学物質の指定等の必要な措置を講ずる。

平成29年6月8日

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について(諮問)

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について(付議)

平成29年7月28日

第176回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会(厚生労働省、経済産業省との合同審議)で審議開始予定

平成29年秋目途 輸入禁止製品及びエッセンシャルユースについて具体的に検討

平成30年^{※1} TBT通報^{※2}・パブリックコメント等を経て、化審法施行令を改正・施行

※1 国連事務局から各締約国への附属書への物質追加に関する通報の送付日(未定)から1年以内の施行が求められている。

※2 世界貿易機関(WTO)の貿易の技術的障害に関する協定(TBT協定)に基づき、WTO事務局に本件を通報しWTO加盟国から意見を受付。